

## 第 23 章 エリア・フォーラム

---

### A. エリア・フォーラム

1. 国際協会は、下記の目的においてエリア・フォーラムを認める。
  - a. ライオンズクラブ国際協会の目的と目標を推進する。
  - b. 地区及びクラブ役員の指導・教育、及び意欲喚起を行う。
  - c. 合同奉仕事業の機会を含む、奉仕活動について情報や意見を交換する場を提供する。
  - d. LCIF に対する理解と認識の向上をはかる。
2. 将来予定される国際理事会会議の日程と重ならないよう、フォーラム開催日及び場所については、確定する前に旅程課と調整する。

以下の推奨期間内におけるエリア・フォーラムの開催が要請されるものとする。

- a. アメリカ／カナダ – 9 月の第 2 週又は第 3 週のいずれか一週間
  - b. ヨーロッパ – 10 月最後の週から 11 月の第 1 週にかけて
  - c. OSEAL – 11 月の第 2 週又は第 3 週のいずれか一週間
  - d. ISAAME – 12 月の第 2 週又は第 3 週のいずれか一週間
  - e. 中南米 – 1 月の第 2 週又は第 3 週のいずれか一週間
  - f. ANZI – 8 月の最後の一週間又は 9 月の最初の一週間
3. フォーラムの企画、議題、行事内容を含むがこれらに限定されることなく、フォーラムの運営の一切は、フォーラムが開催される会則地域より選出された国際理事の責任である。これらの国際理事は、必要に応じて、フォーラム運営のために設けられた委員会にフォーラム運営を委任することができるが、理事会方針の目的が履行されるよう確認する責任を持つ。フォーラムが開かれる会則地域から二人以上の一年目国際理事が選出されている場合には、国際会長がその内の一人の一年目国際理事をフォーラム企画委員会のメンバーに任命する。フォーラムが開催される会則地域からの一年目国際理事がない場合には、国際会長は、フォーラム開催が予定されている会則地域の元国際理事を任命することができる。いかなる不正事項もライ

オンズクラブ国際協会の執行委員会に報告し、本方針の意図に沿ってフォーラムが開催されるよう、必要な手段を講じなければならない。被任命者は、連絡役として下記の任務を行う。

- a. 被任命者は、本部職員とフォーラム委員長との間の連絡役を務める。また講演が行われる会場場所又は時間の要請は、フォーラム委員会の承認が受けられるよう、連絡役に送られなければならない。
  - b. 被任命者は、同じ会則地域に所属する理事とフォーラム委員会の間の連絡役も務める。フォーラム参与の要請を含むフォーラムの詳細事項について、これらの他の理事と書面にて連絡を保たなければならない。
  - c. 被任命者は、あらゆる事柄への適切な対応を可能とするため、理事会方針書 20 章に記載されるライオンズクラブ国際協会プロトコルをフォーラム企画委員会に提供する。
  - d. 各フォーラムは使命声明文を掲げるものとし、被任命者は、フォーラム委員長と協力して必要に応じてそれを更新する。
  - e. 被任命者は、ライオンズクラブ国際協会の旅程課職員と協力し、フォーラムに出席する執行役員、理事、理事会アポイントイが入手可能な情報をすべて確実に受取れるようにする。また、今後のフォーラムの開催日を、その情報が手に入った際に国際協会職員に知らせ、役員が今後の年度の旅行も計画できるように計らわなければならない。
  - f. 被任命者は、フォーラムが開催された直後の理事会会議において書面による報告を行わなければならない。報告内容は、フォーラムの行事、並びに執行役員及びその会則地域に所属する理事がフォーラムで果たした役割などを要約したものでなければならない。報告書は、理事会メンバーのために翻訳する時間を考慮し、フォーラム終了後できるだけ早急に事務総長宛に提出する。
4. いかなるフォーラムも経済的に自立していなければならない。資金面における不足については、一切フォーラムの責任とする。各フォーラムには、適当な金額の登録費を徴収する権限がある。
  5. フォーラムが開かれる会則地域のすべてのライオンズ会員が出席できるものとする。
  6. フォーラムは、会則地域に所属するライオンズ会員が自由に登録でき、それぞれの地区や国を代表できる場所で開催されなければならない。

7. 国際会長をフォーラムに招待する。各フォーラムは、国際会長又はその代理人に下記の機会を提供しなければならない。
  - a. 出席しているライオンズ会員全員に対して演説を行う。
  - b. 別の会合において、出席している現職の地区ガバナー全員に話をする。
8. 会長から任命されたライオンが、国際会長のプログラムと目標を各フォーラムで発表する。
9. フォーラムは、国際会長又はその代理人に、寝室 1 部屋付きのスイートと食事を提供する。食費及び宿泊費は、本協会によって支払われ、国際会長の旅行予算で賄われる。
10. 前国際会長及び第一副会長は、すべてのエリア・フォーラムに参加することができる。第二及び第三副会長は、所属会則地域のエリア・フォーラムに参加することができる。食費及び宿泊費は、本協会によって支払われ、各役員の旅行予算で賄われる。
11. フォーラムは、隣接する会則地域のライオンズの参加を可能としてもよい。
12. 二つの会則地域にまたがってクラブが存在する複合地区においては、もし一方の会則地域がフォーラムを開催しない場合、その複合地区の会員は全員、他方の会則地域のフォーラムに参加することができる。
13. フォーラムは、下記事項を行ってはならない。
  - a. 国際会則及び付則に違反して運営する。
  - b. 会費を徴収する。ただし各フォーラムには、適切な額の登録費を徴収する権限がある。
  - c. 自由意志以外の方法で参加を強要する。
  - d. 通常の地区及び複合地区以外の行政機構を編成する。
  - e. 非ライオンの活動に従事する。
14. フォーラムが開催される会則地域に所属する国際理事、元国際会長、理事会アポインティ、及び会長により任命された者（並びに成人同伴者）への旅行関連経費の支払い(一般経

費払戻し方針に従って)を除き、ライオンズクラブ国際協会はエリア・フォーラムの経費支払いを一切行わない。

国際会長よりフォーラム企画委員会メンバーに任命された者に対しては、フォーラム企画委員会会議出席 2 回分までの旅費、宿泊費、食事代が一般経費払戻し方針に従って支払われる。